

平成 29 年度女性の地域協働活動支援事業実施委託業務仕様書

1 委託業務名 女性の地域協働活動支援事業実施委託業務

2 事業の目的

当事業は、地域のリーダーとして地域活動を牽引する役割が期待されている女性団体等が地域課題解決のための仕組みづくりや、地域での共助の担い手を確保するためのモデル事業を実施することにより、女性の地域協働活動を活性化させるための支援をする。

3 委託業務内容

受託者は、県教育委員会と協議の上、目的や基本方針等に基づいて、下記の業務を行う。

(1) 実施内容

①協働事業企画会議

女子学生と地域の女性団体がお互いの経験や技術を元に、NPO法人等の団体から活動に対する助言を受けながら、新たな活動を創出するための企画会議を実施すること。

(留意事項)

- ・企画内容は団体間の協働による地域課題解決の仕組みづくりにつながるものであること。
- ・地域活動を実施する女性団体等のネットワークや手法を活用すること
- ・団体間協働事業に取り組む分野は以下のとおりとする。

地域産業振興 伝統・文化継承 青少年健全育成 環境保全	等地域課題の解決に資するもの
--------------------------------------	----------------

- ・モデル事業であるため、実施地域は2地域（2カ所）とすること
- ・地域課題解決が目的であるため、協働予定の団体及び助言者であるNPO法人等は実施地域の団体とすること
- ・企画会議は今後の方針を決定する重要な場であるため、最低3回程度実施すること
- ・企画内容が実現するように役割分担の決定やスケジュール等をたてること。

②コーディネート研修

女性団体のリーダー等が互いに協働し、「協働事業企画会議」で検討したものを含めて、地域課題を解決するためのコーディネート研修を実施すること。

(留意事項)

- ・研修は講演、分科会により構成され、分科会は事業の目的を達成する3つ以上の領域を割り当てること。
- ・分科会のうち1つは「協働事業企画会議」で提案された企画の発表の場とし、助言者としてNPO法人等が参加すること。そこで提案された参加者等からの意見は記録し、企画内容を再度検討する材料とすること。
- ・参加者数は200人程度とすること
- ・チラシやホームページ等で参加者を広く募集し、申込受付を行い、名簿を作成すること
- ・県内各地の女性団体等に参加を呼びかけること

- ・参加者等の満足度等について把握し、今後の検討に活用するため、アンケート等の調査を行うこと。
- ・アンケートの内容や実施方法については、県教育委員会と協議を行うこと
- ・アンケート等の調査結果については、データ集計・整理を行い、県教育委員会に報告すること

③団体間協働事業

NPO法人等から助言を受けながら、協働事業企画会議で企画した内容を地域の団体間で協働実施すること

(留意事項)

- ・コーディネート研修で提案された意見等を踏まえ、再度事業内容を検討し、その内容で協働事業を実施すること。
- ・福祉・農林・商工・教育分野等の関係団体と効果的に連携し事業を実施すること
- ・地域課題解決のための活動とすること

④実践活動報告会

「団体間協働事業」実践成果を報告し、社会教育関係者からの助言と評価を受けること

(留意事項)

- ・2地域で各1回ずつの実施とすること
- ・社会教育関係者（県・市町村行政、社会教育関係団体等）へ提言すること

(2) 広報業務

(留意事項)

- ・協働事業企画会議から実践報告会までの活動の様子等を広く知らせるため、各種マスコミに情報提供するとともに、ホームページやブログ等を作成すること。

(3) その他

(留意事項)

- ・女子学生、協働する団体及び個人に対し、事業の始めと終わりにアンケートを取り、その結果から見えた成果・課題を次年度の活動の運営に反映させる。

4 委託契約期間 契約締結の日から平成30年3月31日(土)まで

5 運営にあたっての留意事項

(1) 組織

○受託した業務を的確に実施できる知識・行動力を持ち、地域ごとの課題に根ざした活動を継続的に行うとともに、県全体への波及効果を期待できること。

(2) 個人情報の扱い

○業務の遂行にあたって、個人情報を取り扱う場合はその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

(4) 文書の管理・保存

○受託者が委託業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、県の文書事務に関する諸規定に準じて適正に管理・保存すること。

(5) 守秘義務

○受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしないこと。なお業務委託期間が終了しても同様とする。

6 その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、受託者は定期的に県教育委員会と連絡調整、協議を行うこと。

(2) 事業実施にあたり、疑義が生じた場合には、その都度、双方による協議を行うこと。

(3) 県教育委員会への報告については、文書及び電子ファイルにて行うこと。